

人の輪づくり 「ごうどプレーパーク」を開催します

ごうどプレーパークは、子どもたちの好奇心を大切にしながらテーマに沿った遊びを行っています。今年最後のプレーパークは、ふれあいセンターを会場として開催します。ご来場をお待ちしております。

- ▶ **日時** 10月27日(土) 10:00~12:00
- ▶ **場所** ふれあいセンター(神戸町大字八条262番地)
- ▶ **対象者** 幼児園児・小学生(参加費は無料です! 材料がなくなり次第受付を終了します。)
- ▶ **内容** 竹や木を使った工作などを予定。
詳細は、10月中旬に町ホームページに掲載します。



問 総務課 企画財政係(内線254)



神戸町観光ボランティアガイドの会を知っていますか?

平成28年度事業のガイド養成講座修了者で発足したのが、神戸町観光ボランティアガイドの会です。神戸町の歴史ガイドをするだけでなく、町内外のガイドとの交流、円滑な運営を目的として、平成29年11月に同会が立ち上がりました。現在、会員は30~70代の男女27名。月に1回の勉強会を開くなど、町の歴史を学んでいます。会長の寺田さんは、「ガイド自身も楽しみながら、観光客がたくさん来るようになるきっかけをつくりたい」と青写真を描いています。



町には多くの史跡があり、中でも神戸町の中心には1,200年の歴史と伝統がある日吉神社があります。日吉神社にある三重塔は、神仏習合の名を残しており国の重要文化財になっています。歴史と伝統を色濃く残す町の歴史の秘話をガイドがご案内し、神戸町の魅力を伝えています。



【日吉神社フリーガイドツアーのお知らせ】

神戸町観光ボランティアガイドの会が日吉神社を無料でご案内いたします。ぜひご参加ください。

- ▶ **日時** 10月6日(土)、20日(土) 10:00~12:00
- ▶ **集合場所** 日吉神社惣門

問 ふるさと発信課 ふるさと交流係(内線261)

空家等(特定空家等又は管理不全な空家等)を取り壊した後の更地に対する固定資産税について

適切な管理をされていない空家等について、除去及び跡地利用の促進、また周辺住民の安全・安心の確保等を図るため、10月1日以降に対象となる空家等を取り壊した後の更地に対して、手続きにより固定資産税の一部を5年間減免します。

<減免対象となる空家等>

空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する「特定空家等」又は神戸町空家等対策の推進に関する条例に規定する「管理不全な空家等」

<減免対象の土地>

- ① 空家等を取り壊した年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産税に、住宅用地の特例が適用されている土地
 - ② 空家等を平成30年10月1日以降に取り壊した後、建物等を建設せず、更地のままである土地
- ※固定資産税が課税される1月1日に、住宅の敷地として利用されている全ての土地には、住宅用地の特例措置が設けられています。

<減免期間> 空家等を取り壊し、住宅用地の特例が適用されなくなった年度から5年間

<減免額> 住宅用地の特例で減額される額と同額

<注意事項>

空家等を取り壊す前に役場へ必ずご連絡ください。詳しくは町ホームページに掲載しています。



問 税務課 課税係(内線131、132)